

(様式第1号)

平成22年度第2回 芦屋市国民健康保険運営協議会 会議録

日 時	平成23年1月24日(月) 13:30~14:00		
場 所	北館4階 教育委員会室		
出 席 者	会長	平 馬 忠 雄	
	会長代理	佐 藤 稔	
	委員	信 田 式 子	
		林 睦 子	
		藤 田 芳 子	
		伊 藤 恵 子	
		多田羅 猛	
		仁 科 睦 美	
		徳 田 直 彦	
		畑 中 俊 彦	
		岸 本 豊	
		西 垣 修 一	
	欠席委員	武 田 雄 三	
		鈴 木 紀 元	
	市側	市 長	山 中 健
	事務局	市民生活部長	竹 内 恵 一
		保険医療助成課長	北 川 加津美
		保険医療助成課主査	山 本 直 樹
		同 主査	奥 村 享 央
		同 主査	東 山 敏 章
		同 主事	濱 田 真規子
事 務 局	保険医療助成課		
会議の公開	■ 公 開		
傍聴者数	0 人		

## 1 会議次第

- (1) 開 会
- (2) 委嘱状の交付
- (3) 会長あいさつ
- (4) 保険者あいさつ
- (5) 委員紹介
- (6) 諮問書の提出
- (7) 定足数の確認・報告
- (8) 議事録署名委員の指名
- (9) 議 事
  - 議案第1号 出産育児一時金について
- (10) その他

## 2 提出資料

資料1 出産育児一時金について

## 3 審議経過

### 開会

(事務局北川) それでは、定刻になりましたので、ただいまより平成22年度第2回芦屋市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

委員様におかれましては、御多忙の中、御出席いただきありがとうございます。ありがとうございます。

芦屋市情報公開条例第19条の規定によりまして、附属機関の会議は、原則公開となっておりますので、傍聴を希望される方がおられましたら傍聴させていただきます。なお、本日はございません。

また、会議での発言につきましても公表されることになり、議事録には発言者の氏名も公表させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に先立ちまして、会長よりごあいさつをいただきます。

…………… 会長あいさつ ……………

(会 長) 本日は、委員の皆様方には、本年度第2回目の芦屋市国民健康保険運営協議会の御出席をいただきまして、ありがとうございます。また、御承知のと

おり国の方では、税と社会保障の一体改革ということにつきまして検討され、6月には具体案が示されるというところがございます。その具体案が、国民健康保険にどのように影響されるか注視していかなければならないと考えています。いずれにいたしましても、国民健康保険制度は国民皆保険の根幹をなすものでございまして、市民生活の安全安心にとって不可欠な制度でございます。したがって、健全で適切な運営が望まれているところがございます。

後ほど市長から出産育児一時金につきまして、諮問がされますので、その諮問事項につきまして、皆様方の御意見をお聞きしながら、審議を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御協力のほど賜りますようお願い申し上げます。簡単ですけれども、開会のあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

(事務局北川) ありがとうございます。

続きまして、保険者の山中市長から皆様にごあいさつ申し上げます。

…………… 市長あいさつ ……………

(山中市長) 皆さん、こんにちは。大変お忙しいところ、第2回の国民健康保険運営協議会に御出席をいただきまして、本当にありがとうございます。本日の運営協議会は、国民健康保険の給付事業の一つであります出産育児一時金について審議をいただきます。

平成21年10月に支給額を35万円から39万円に引き上げました。これは国の緊急の少子化対策の一環として実施されたものでありまして、本年度末までの暫定措置であります。今回は、この暫定措置を恒久化するものでありまして、この出産育児一時金は、安心して妊娠、出産ができるように経済的負担を軽減するものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局北川) ありがとうございます。

ただいま、市長のあいさつにもございましたとおり、本日の運営協議会は、出産育児一時金について諮問させていただきます。

市長が会長のところへ参りまして諮問書をお渡しいたします。

……………諮問書提出……………

(山中市長) 芦屋市国民健康保険運営協議会会長 平馬忠雄様。

芦屋市国民健康保険条例施行規則第2条の規定により、次のとおり諮問します。記。1 諮問の内容 出産育児一時金の額を平成23年4月1日から39万円とする。以上。

どうぞよろしく願いいたします。

(事務局北川) 委員の皆様には、ただいま市長から諮問いたしました諮問書の写しをお配りいたします。

市長は、この後、公務がございますので、これで退席させていただきます。

(山中市長) どうぞよろしく願いします。

(事務局北川) 続きまして、芦屋市国民健康保険条例施行規則の第5条の規定によりまして、協議会は会長が招集し、議長となると規定されております。ただいまから会議の進行を平馬会長にお願いしたいと思います。

会長、よろしく願いします。

……………定足数の確認……………

(議長) それでは、本日の協議会成立の可否を確認したいと思います。事務局の報告をお願いいたします。

(事務局北川) 委員の定数は14名でございます。芦屋市国民健康保険条例施行規則第6条で、委員定数の2分の1以上の出席が必要となっております。本日の出席者は12名でございます。会は成立していることを御報告申し上げます。

(議長) ただいま御報告がありましたとおり、本協議会が成立していることを確認させていただきます。

……………議事録署名議員の指名……………

(議 長) 次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。従来の慣行どおり被保険者代表の中からお願いしたいと思います。

このたびは信田式子委員をお願いをしたいと思います。委員、よろしいでしょうか。

(信田委員) (了承の意)

(議 長) 御了解をいただきました。

……………議事……………

(議 長) それでは、議事に入ります。

本日の議事は、先ほど山中市長から諮問がありました議案第1号「出産育児一時金について」を議題に供します。事務局説明をお願いいたします。

……………事務局説明……………

(事務局北川) それでは、説明をいたします。

お手元の議案書と書いてございますレジюмеをお願いいたします。1ページをご覧ください。

まず、1の経過の(1)でございます。

国は、政府の緊急の少子化対策としまして、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの暫定措置で、全国一律に出産育児一時金の支給額を35万円から39万円に引き上げを行いました。本市では、それを受けまして、運営協議会に諮問をし、暫定措置としての4万円の引き上げは妥当であるとの答申をいただき、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間、支給額を39万円とする改正を行ったところでございます。

次に、同じページの2と書いてあります出産育児一時金の額の内容についてでございます。(1)のところ、(2)以外で出産の場合、39万円。

(2)のところ、産科医療補償制度に加入する医療機関で出産の場合、42万円。39万円に3万円を加算と書いてありますとおり、この39万円の額は産科医療補償制度に加入する医療機関以外の場合の額でございます。こ

の39万円の額は市の条例で規定しております。

また、産科医療補償制度に加入する医療機関での3万円の加算額につきましては、市の規則で規定をしております。合計42万円となっております。

分娩に関連しまして重度脳性まひとなった赤ちゃんが補償を受けられる、この産科医療補償制度に加入する医療機関、分娩機関は今年の1月18日現在、全国で99.6%が加入しておられます。このことから、実質的に42万円の額が出産育児一時金の額となるところでございます。

平成21年10月当時、4万円引き上げた当時です。国が出産育児一時金の額を42万円としましたのは、全国の産婦人科医会という団体がございしますが、そこが取りまとめた平成19年度の公的な病院、民間病院、診療所の平均の出産費用が平成19年度当時ですけれども39万円であったということを反映させまして、21年の10月から42万円に引き上げたという経過がございします。

次の2ページをご覧ください。この2ページの資料は、厚生労働省が示しました国民健康保険条例参考例でございします。上半分が改正案、下半分が現行となっております。現行は、第8条で出産育児一時金を傍線書きで、35万円と規定しております。左側に移りまして、傍線の箇所でございますが、附則の第4条で、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産した場合は、35万円を39万円とするとしております。

上の改正案のところでございますが、第8条、傍線箇所39万円とし、附則の第4条が空白になってございます。第4条を削除するということで、暫定措置として4万円の引き上げをされていたものを恒久化するという改正の案でございします。

ただし、恒久化としましても、この39万円の額が固定ということではございません。支給の額の水準は必要に応じて見直すということになってございます。

それと、厚生労働省が、この23年4月以降ですが、暫定措置であった4万円の引き上げを恒久化するとしておりますが、その理由といたしましては、まず、厚生労働省の調査で病院、診療所、それと助産所での出産費用が全国平均で47万3,626円になったということを受けたものでございします。この47万円という数字は、医療費を審査支払いをします全国の都道府県にございします国民健康保険団体連合会というところがございまして、22年8月の連合会の審査データに基づき、平均値をとったところ47万円という数

字であったということでございます。

ちなみに、都道府県別で見えますと、最も高いのは東京都で56万3,617円、次いで神奈川県の52万172円。一方、最も低い平均の出産費用が鳥取県で39万1,459円となっております。兵庫県は47万8,230円ということで、全国の平均値のようでございます。

それと、これまでの引き上げはその都度、その当時の実勢の価格を反映させてきたという経過があります。全国平均にほとんど合わせてきたということです。今回は、全国平均が47万円、ところがそれを42万円に4月以降いまいしょうということで、5万円の開きがあるということで、従来と違う価格設定がされているというところでございます。

これにつきまして、厚生労働省は、平成19年度の調査で39万円、今回は47万円ということで、短期間で実勢価格が引き上がったことを背景として、やはり国民健康保険の財政が厳しい状態である中で、実勢価格が引き上がって、それに連動して一時金を引き上げるということになりますと、出産費用そのものも高くなってくるのではないかと、ということも否定できないと、国の方が考えまして、今回は5万円の差を埋めることはせずに、42万円に据え置くということを決めたところでございます。

なお、この出産育児一時金は給付事業でございます。一時金の42万円の額を、実際に出産費用が下回るということもあります。出産費用は病院に支払われますが、仮に40万円としますと、42万円との差額である2万円は御本人さんに支給されるということでございます。給付事業ですので、42万円の定額が出るという制度になっております。

一方、出産育児一時金の財源でございますが、本市の場合につきましては、4万円の引き上げ部分は、国の補助金と一般会計からの繰り入れで賄っておりまして、それ以外の本体の38万円はすべて一般会計の繰り入れで負担しておりますので、結果的に保険料の負担というのは全くございません。そういう形で給付事業を行っているというところでございます。

ただし、今回の恒久化を国が行うということに関しまして、4万円の引き上げにつきましては、今までは4万円のうちの半分、2万円の国の補助金が入って入りましたが、23年度の国の補助金は1万円に、24年度以降は、補助をなくすという方向であると聞いております。

お手元の先ほどの諮問書をもう一度ご覧ください。今回の諮問の内容は、出産育児一時金の額を平成23年4月1日から39万円とするということで、

今回は恒久化に移行するというものでございます。

それとお手元の資料に戻りまして、3ページ目をごらんください。まず、関係する条文の新旧の対照表でございますが、このページの一番下の枠組みのところ、2 その他の参考条文と書いてございますが、その中の(2) 国民健康保険法、この58条におきまして、保険者は条例の定めるところにより出産育児一時金の支給を行うものとする規定されておりますことから、国の通知を受けまして市の条例で出産育児一時金の額を規定するというものが法律上規定されてございます。それを受けまして、このページの一番上の大きな表でございますが、1 芦屋市国民健康保険条例新旧対照表でございますが、まず右側の現行の欄をご覧ください。

出産育児一時金の額を、第5条の下線の部分で35万円と規定しておりますが、中ほどやや下ぐらいに附則と書いてございます。附則におきまして、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産育児一時金の額につきましては、第5条で規定した35万円の額を39万円とすると規定しております。左の改正案の欄をご覧ください。出産育児一時金の額を第5条の下線部分で39万円と規定しております。

併せて、現行の欄で附則第4条がございましたが、改正案の欄では、そこがなくなって空白になってございます。結果、39万円の額が経過措置でなくなるということで、条例の改正を予定しているということでございます。

それと、この条例で規定しています39万円の額は、産科医療補償制度に加入する医療機関以外の場合の額ですので、42万円との差額の3万円の額につきましては、条例の第5条のただし書きで39万円に3万円を超えない範囲で規則で定める額を加算することになっておりますことから、このページの下2のその他参考条文の(1) 芦屋市国民健康保険条例施行規則において、加算する額を3万円と規定することになってございます。

簡単ですが、以上で内容の説明を終わります。よろしく申し上げます。

(議長) 説明は終わりました。ただいまの説明につきまして、質疑等ございましたら御発言をお願いします。

……………質疑・応答……………

(多田羅委員) 23年度から国庫負担が1万ということで、24年度からゼロになる

ということですがけれども、今回の会計の負担というのは、大体出生予想からいったらどれぐらい増えていくんですか、金額的には。1万円増えるわけですね。今回会計支出が。

(事務局北川) 引き上げ部分の4万円のうちの半分の2万円を国が負担していました。それが1万円になります。大体年間で100件程度の給付をいたしておりますので、100万円程度の一般会計の持ち出しが増えます。再来年になりますと、もう100万円増えます。4,200万円ぐらいの給付事業に対して国の補助金が200万円程度入って入っていて、残りはすべて一般会計で賄ってもらっているというのが費用の規模でございます。

もう一点は、本体は38万円ですので、38万円のうち3分の2は一般会計で負担し、残りの3分の1は本来は保険料で負担するという仕組みになっておりますが、この3分の1も芦屋市が全部負担しています。3分の2の一般会計の負担に対しては、国の普通交付税というのがありまして、その中で一定額を算定していて、いくらというのはなかなか難しいんですが、その部分を少し国が負担しているという状況になっております。

(議長) 実態としては、47万円程度要るわけですね。支給は42万円、差の5万円につきましては、厳しい情勢とか、診療報酬の引き上げ等の関係で据え置かれるわけですがけれども、今後について何か一定の方向はあるんですか。

(事務局北川) この額につきましては、厚生労働省の社会保障審議会の分科会の方で議論をされておまして、いろんな立場の方が委員さんとして集まっております。やはり47万円なら47万円の実態に合わせて額を引き上げないとだめだという意見の委員さんもおられます。少子化の中で、実態に合わせるべきだという意見も当然ありますし、一方で実態に合わせますと、芦屋市は全額一般会計で負担してもらっていますけれども、市によりましては保険料の負担が当然3分の1入ってございますので、それを例えば東京でしたら、56万円程度に引き上げてしまうと、保険料負担にもはね返ってくるというところがあるようでございまして、そういう意味からも、実態は47万円だけれども、暫定措置として42万円にしていたので、この推移を見守りましょうということ、42万円は据え置いたという形でございます。財政状況を勘案して、結果的に42万円という数字を国が示したということでございます。

まして、芦屋市におきましても、42万円は平均値よりも下回っておりますけれども、芦屋市も一般会計からルール以上のところを負担をしておりますので、お金を出す根拠としては、国が示している42万円、その額でやっぺいこうということでございます。

(議長) 先ほど説明がありましたように、とりあえず35万円から39万円に引き上げるときに、一時的な暫定措置だと、しかし今回はその暫定を外したということで、ある意味では言葉の上では恒久的な意味がありますけれども、現実的にはしばらく見守っているんですね。

ほかに何かございませんか。

それでは、特に反対意見もないようですので、諮問に近い形で答申をするということで御異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

(議長) 御異議がないようですので、早急に答申をするべく正副会長に文案等をお任せいただきまして、処理をしたいと思ひます。また、答申をしましたら、その答申の写しを後日、委員の皆様方に配付させていただきたいと考えておりますので、そういう処理でよろしいでしょうか。

……………異議なしの声……………

(議長) ありがとうございます。

それでは、議案第1号についてはこれで終了とさせていただきます。

その他については、何かございますでしょうか。

(事務局北川) 特にございません。

(議長) それでは、本日の協議会は、これをもちまして閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。